



答 申 第 700 号

平成 30 年 9 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 9 月 6 日付け神保高
国第 2222 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

福祉医療システムサブシステムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 福祉医療費助成に関する診療報酬明細書（レセプト）の点検業務を行うに当たり、過誤内容の疑いがあるレセプトを判別する福祉医療システムサブシステムを構築し、レセプトチェックを電子計算機にて処理することは、正確かつ迅速な点検業務に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

福祉医療システムサブシステムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【受給者情報】

- ・区コード
- ・受給者番号
- ・異動理由
- ・生年月日
- ・カナ氏名
- ・資格取得日
- ・資格喪失日

【保険者情報】

- ・区コード
- ・受給者番号
- ・資格取得日
- ・保険者番号
- ・資格喪失日

【受給者証情報】

- ・区コード
- ・受給者番号
- ・有効期間（開始）
- ・有効期間（終了）
- ・回収年月日
- ・負担者番号
- ・負担者番号－法別
- ・証種別－負担区分

【支払情報】

- ・診療年月
- ・診療年月－和暦ショート
- ・医療機関コード
- ・医療機関コード－ハイフン付
- ・医療機関コード県
- ・医療機関コード機関
- ・処理年月
- ・連番
- ・入外区分
- ・診療区分

- ・請求年月
- ・請求年月－和暦ショート
- ・医療区分（セ）
- ・市区区分（セ）
- ・市区区分（マ）
- ・請求区分
- ・支払区分
- ・障害コード
- ・負担率（セ）
- ・負担率（マ）
- ・診療日数
- ・総医療費
- ・一部負担金
- ・市町村負担費
- ・高額医療費
- ・保険種類（健保セ）
- ・保険者番号（健保セ）
- ・被保険者番号（健保セ）
- ・他方負担費（連）
- ・公費対象患者負担費（連）
- ・法別（連）
- ・公費2点数（連）
- ・データ区分
- ・食事療養費コード
- ・公費負担5割コード
- ・総医療費（薬剤）
- ・一部負担金（薬剤）
- ・市町村負担費（薬剤）
- ・特記事項1
- ・特記事項2
- ・特記事項3
- ・特記事項4
- ・カード番号
- ・エラーグループ1
- ・エラー明細コード1
- ・エラー区分1
- ・エラーグループ2
- ・エラー明細コード2
- ・エラー区分2
- ・エラーグループ3
- ・エラー明細コード3

- ・エラー区分 3
- ・電算管理番号
- ・作成日時
- ・作成ユーザ ID
- ・作成プログラム ID
- ・更新日時
- ・更新ユーザ ID
- ・更新プログラム ID